

岡山市給付管理システム構築及び保守運用業務委託に係る
技術提案書作成要領

令和6年4月

岡 山 市

この要領は、入札説明書に定めるもののほか、技術提案書の作成について必要な事項を定めるものとする。

1 技術提案書

技術提案書の構成は以下のとおりとする。

- (1) 技術提案書表紙・目次
- (2) 技術提案書
 - ・技術提案書とは、資料2「技術評価基準要領」に記載する各評価項目に対する提案内容を記述した提案記入シート(様式1)及び添付資料をいう。

2 全般的な留意事項

技術提案書作成に当たっての全般的な留意事項は以下のとおりとする。

- (1) 仕様書は、本市が調達するシステムの構築業務及び保守業務について求める要件を定めたものであるため、本業務の入札に参加予定の事業者はそれらの要件を遵守しなければならない。要件を満たさない技術提案書の提出があった場合は、当該提案書の適正な評価ができないため当該提案書を提出した者の入札は無効とするので十分に留意すること。
- (2) 別紙1「対象業務一覧」、別紙2「機能要件一覧」に示す本市の要求事項に対し、資料2「技術評価基準要領」に記載する評価項目及び評価視点に基づき、項目順に漏れなく記載すること。
- (3) 提案内容は、提案のポイントを箇条書きにするなど簡潔かつ分かりやすい表現で記述すること。
- (4) 専門用語や略語を使用する場合には、初出の箇所に一般用語を用いて定義を記述すること。また、必要に応じて注釈を付記すること。

3 技術提案書記述上の留意事項

技術提案書の記述に当たっては、以下の共通事項及び個別事項に留意すること。

- (1) 共通事項
 - ①技術提案書はすべて日本語で表記すること。
 - ②様式
 - ・技術提案書 提案記入シート(様式1)のとおり
 - ・添付する資料はA4版縦形式又は横形式とし、A3版(縦型・横型)折り込みも可とする。
 - ・技術提案書については、すべてMS-Officeで作成するものとし、本市が使用しているMS-Office2016で閲覧・印刷等が可能なものとする。
 - ③本文で使用する文字のフォントは図面や表を除き10.5ポイント以上とする。

④編冊

- ・技術提案書は、表紙、目次、技術提案書の順序で編冊すること。
- ・ページは表紙及び目次を除き技術提案書全体を通した連番とすること。
- ・技術提案書は、表紙に表題として「岡山市給付管理システム構築及び保守運用業務委託提案書」と記述し、正本(1部)については入札者名(以下「会社名」という。)・提案書に関する担当部門名・責任者名を記述すること。(副本の表紙は表題のみを記述すること。)

⑤提出部数

- ・技術提案書は、紙媒体10部(正本1部・副本9部)、電子媒体(CD-ROM又はDVD-ROM)2部を提出するものとする。なお、提出期限、提出先、提出方法については、入札説明書のとおりとする。

(2) 個別事項

技術提案書

- ・正本は、提案記入シートの「提案事業者名」欄に会社名を記入し、提案内容については会社名又は会社名を類推できる表現であっても記述すること。
- ・副本は、提案記入シートの「提案事業者名」欄を空白とし、提案内容についても会社名又は会社名を類推できる表現を行わないこと。
- ・提案記入シートは、技術評価基準要領の「技術提案記載項目」のすべての項目について、1項目につき1ページ以内で作成すること。
- ・提案記入シートに記述した内容の補足として図表等の添付資料がある場合は、当該記入シートの次のページに挿入しページを付けること。(添付資料は各項目3ページ以内とする。)なお、添付した図表等のページが分かるように、当該提案記入シートの該当箇所に「〇〇ページ参照」と記述すること。
- ・別紙2「機能要件一覧」のうち、標準実装対応が不可能な機能については、提案記入シートにカスタマイズ機能案又は代替案を具体的に記載すること。

4 技術提案書等に関する質問について

技術提案書等に関する質問については、本調達に係る公告(「4 入札手続等」)のとおりとする。

5 入札の無効に関する事項

岡山市委託等一般競争入札実施要綱第11条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 同一入札事項について同一人が2つ以上の技術提案書を提出した入札
- (2) 郵送(一般書留郵便若しくは簡易書留郵便、又はセキュリティサービスを付したゆうパック)以外の方法で技術提案書を提出した入札

- (3) 入札説明書別紙に示す事項が記載されていない又は別紙を貼付していない封筒で技術的提案書を提出した入札
- (4) 技術提案書が受付期限までに到着していない入札
- (5) 技術提案書在中送付物に差出人名が記載されていない入札
- (6) 提出期限までに技術提案書在中送付物に同封を求める資料の全部又は一部を提出しない者がした入札
- (7) 提出された技術提案書の全部又は一部に記載漏れがあり、適正な評価ができない入札
- (8) 提出された技術提案書に虚偽の記載をした者がした入札
- (9) 提出された技術提案書の内容が不適切(入札公告で示された仕様書等の要件を満足していない等)で、確実な施行が困難と認められる場合その他適正な評価ができない技術提案書を提出した者がした入札
- (10) 提出された技術提案書の評価項目(技術提案記載事項及び機能要件項目)を評価した結果、評価点が「0点」の評価項目がひとつ以上ある入札

6 提案内容の担保

- (1) 契約の締結に当たり、落札者が技術提案書において提案した内容については、本市の判断で、仕様書の一部とすることができる。
- (2) 前項の規定により仕様書の一部となった提案内容と実際の内容とに著しい差異があるときには、岡山市は、落札者負担による追加開発、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約解除等の措置を行うことができるものとする。

7 その他留意事項

- (1) 本市からの提供資料の取り扱い
 - ・技術提案書の作成に当たり入手した本市独自の情報及び個人情報については、情報漏えい・不正使用等の事故が発生しないように厳重に管理すること。
- (2) 技術提案書について
 - ①技術提案書の作成に要するすべての費用は提案者の負担とする。
 - ②提出された技術提案書を受理した後は、提案者による加除・修正は認めない。
 - ③技術提案書について、岡山市情報公開条例(平成12年市条例第33号)の規定に基づき開示請求があった場合は、開示することにより当該提案書の提出法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示する場合がある。
 - ④提出された技術提案書は受託事業者選定の用務にのみ使用し、当該用務終了後は本市において適正に処分するものとする。